



長野県報

4月22日(月)
令和6年
(2024年)
第502号

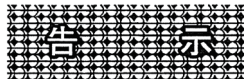
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	2
自然公園法に基づく国定公園事業の決定及び図書の縦覧(自然保護課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	3
計量法に基づく定期検査(産業技術課).....	3

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課).....	7
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課).....	7
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	7
土地改良区役員の就退任の届出(5件)(農地整備課).....	7
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課).....	10
特定調達契約に係る落札者の決定(会計課).....	11
随意契約の相手方の決定(会計課).....	11



長野県告示第253号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月22日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第254号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
喬木村（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第255号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
南木曾町（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第256号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
飯田市立石1523の15
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第257号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び諏訪地域振興局並びに茅野市役所において縦覧に供します。
令和6年4月22日

長野県知事 阿部守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
明治湯、にしき平宿舎	[区域] 茅野市北山

自然保護課

長野県告示第258号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年4月19日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年4月22日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
グリーン長野農業協同組合大岡支所	長野県長野市大岡乙274-1	長野県長野市大岡乙274-1 グリーン長野農業協同組合大岡支所

会計課

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

令和6年4月22日

長野県計量検定所長 相澤秀明

区域	期日		場所
	月日	時間	
東御市のうち北御牧地区	5月23日(木)	午前10時30分から正午まで	東御市大日向337番地 東御市北御牧庁舎
北佐久郡立科町		午後1時30分から午後3時30分まで	北佐久郡立科町大字芦田2532番地 立科町役場

北佐久郡御代田町	5月24日(金)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6 御代田町役場
北佐久郡軽井沢町	5月27日(月)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1 軽井沢町中央公民館
下伊那郡阿智村のうち浪合地区	5月29日(水)	午前11時から正午まで	下伊那郡阿智村浪合1018番地 阿智村浪合振興室
下伊那郡阿智村(浪合地区を除く)		午後1時30分から午後4時30分まで	下伊那郡阿智村駒場468番地の1 阿智村中央公民館
下伊那郡根羽村	5月30日(木)	午前9時30分から午前11時まで	下伊那郡根羽村2131番地1 根羽村福祉センター「しゃくなげ」
下伊那郡平谷村		午後1時30分から午後2時30分まで	下伊那郡平谷村354番地 平谷村役場
下伊那郡松川町のうち大島及び上片桐地区	6月4日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下伊那郡松川町元大島3823番地 松川町役場
下伊那郡松川町のうち元大島及び生田地区	6月5日(水)		
北安曇郡松川村	6月6日(木)	午前10時から正午まで	北安曇郡松川村76番地5 松川村役場
北安曇郡池田町		午後1時30分から午後3時30分まで	北安曇郡池田町大字池田2005番地1 池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」
下伊那郡喬木村	6月11日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡喬木村6664番地 喬木村役場駐車場(公用車用)
下伊那郡売木村	6月13日(木)	午前11時から正午まで	下伊那郡売木村968番地1 売木村役場
下伊那郡阿南町のうち新野地区		午後2時30分から午後3時30分まで	下伊那郡阿南町新野1492番地 新野福祉センター
下伊那郡阿南町のうち富草、大下条及び和合地区	6月14日(金)	午前10時から午前11時まで	下伊那郡阿南町東条58番地1 阿南町役場
下伊那郡下條村		午後1時から午後2時まで	下伊那郡下條村陸沢8801番地の1 下條村村民センター
下伊那郡高森町	6月18日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下伊那郡高森町下市田2180番地 高森町民体育館
下伊那郡泰阜村	6月20日(木)	午前11時から正午まで	下伊那郡泰阜村3236番地1 泰阜村山村開発センター
下伊那郡天龍村		午後2時30分から午後4時まで	下伊那郡天龍村平岡876番地2 天龍村老人福祉センター
飯田市のうち南信濃地区	6月21日(金)	午前10時から午前11時まで	飯田市南信濃和田2596番地3 南信濃自治振興センター
飯田市のうち上村地区		午後1時から午後2時まで	飯田市上村754番地2 上村自治振興センター
下伊那郡豊丘村のうち神稲地区	6月25日(火)	午前10時30分から正午まで	下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地 豊丘村役場駐車場(バス車庫)
下伊那郡豊丘村のうち河野地区		午後1時から午後3時まで	
佐久市のうち岩村田及び小田井地区	7月1日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐久市岩村田北1丁目27番地2 岩村田農協集出荷場
佐久市のうち岸野、桜井、中佐都及び高瀬地区	7月2日(火)	午前10時30分から正午まで	佐久市塩名田570番地 浅科保健センター
佐久市のうち浅科地区		午後1時から午後3時まで	

佐久市のうち中込、平賀及び内山地区	7月3日(水)	午前10時30分から正午まで	佐久市平賀2954番地 佐久浅間農業協同組合 平賀ライスセンター
佐久市のうち志賀、三井及び平根地区		午後1時から午後3時まで	
佐久市のうち望月地区	7月4日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐久市望月303番地 佐久市駒の里ふれあいセンター
佐久市のうち野沢地区	7月5日(金)	午前10時30分から正午まで	佐久市三塚100番地 佐久浅間農業協同組合
佐久市のうち大沢及び前山地区		午後1時から午後3時まで	野沢ライスセンター (さく南部営農センター内)
下伊那郡大鹿村	7月9日(火)	午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡大鹿村大字大河原354番地 大鹿村役場
上水内郡小川村	7月10日(水)	午後1時から午後3時まで	上水内郡小川村大字高府8800番地8 小川村役場
諏訪市のうち四賀及び中洲地区	7月16日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	諏訪市大字四賀804番地3 諏訪市四賀公民館
諏訪市のうち上諏訪地区	7月17日(水)		諏訪市湖岸通り5丁目12番18号 諏訪市文化センター
	7月18日(木)		
諏訪市のうち豊田及び湖南地区	7月19日(金)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	諏訪市大字湖南北真志野3873番地 諏訪市公設地方卸売市場管理事務所
上水内郡飯綱町	7月25日(木)	午前9時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上水内郡飯綱町大字牟礼1989番地 飯綱町民会館
上水内郡信濃町	7月26日(金)	午前9時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上水内郡信濃町大字古間765番地 信濃町立総合体育館
北安曇郡小谷村	7月30日(火)	午前11時から正午まで	北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地 小谷村役場
北安曇郡白馬村		午後1時30分から午後3時まで	北安曇郡白馬村大字北城7025番地 白馬村役場
大町市全域	9月3日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	大町市大町3887番地 大町市役所
	9月4日(水)		
中野市のうち長丘、平岡、科野及び倭地区	9月6日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	中野市大字越1139番地 中野市農業協同組合 高社共選所
中野市のうち平野及び高丘地区	9月9日(月)		中野市大字一本木522番地 中野市コミュニティスポーツセンター
中野市のうち中野、日野及び延徳地区	9月10日(火)		
	9月11日(水)		
諏訪郡下諏訪町	9月12日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	諏訪郡下諏訪町4611番地40 下諏訪総合文化センター西側入口
中野市全域(豊田地区を除く)	9月13日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	中野市大字一本木522番地 中野市コミュニティスポーツセンター
茅野市のうち豊平、玉川及び泉野地区	9月17日(火)	午前10時から正午まで	茅野市玉川3666番地1 玉川地区コミュニティセンター
茅野市のうち北山、湖東、米沢及び中大塩地区		午後1時30分から午後3時30分まで	茅野市北山4340番地1 北山地区コミュニティセンター

茅野市のうち ちの、宮川及び金沢地区	9月18日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	茅野市宮川4552番地2 茅野市中央公民館
茅野市全域	9月19日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	茅野市宮川4552番地2 茅野市中央公民館
諏訪郡原村	9月25日(水)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	諏訪郡原村弘沢12080番地 原村中央公民館
諏訪郡富士見町	9月26日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	諏訪郡富士見町落合10777番地 富士見町役場
伊那市のうち竜西地区	10月1日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	伊那市下新田2990番地 伊那浄水管理センター
伊那市のうち竜東地区	10月2日(水)		
伊那市のうち富県、美篤、手良、東春近、西箕輪及び西春近地区	10月3日(木)		
埴科郡坂城町	10月8日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	埴科郡坂城町坂城6362番地1 B. I プラザさかき
千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区	10月9日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	千曲市杭瀬下2丁目1番地 千曲市役所向い 立体駐車場1階
須坂市のうち上部及び東部地区	10月15日(火)	午前10時30分から正午まで	須坂市大字小河原1055番地3 須坂市北部体育館
須坂市のうち高甫、仁礼及び豊丘地区		午後1時から午後3時まで	
須坂市のうち西部地区	10月16日(水)	午前10時30分から正午まで	
須坂市のうち日野及び井上地区		午後1時から午後3時まで	
須坂市のうち南部及び豊洲地区	10月17日(木)	午前10時30分から正午まで	
須坂市のうち日滝及び旭ヶ丘地区		午後1時から午後3時まで	

産業技術課